

第2章 移動等円滑化促進地区のバリアフリー化の促進

I 生活関連施設・生活関連経路の設定

(1) 生活関連施設の設定

生活関連施設の定義：(バリアフリー法第2条23イ)

高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設をいう。

移動等円滑化の促進に関する基本方針では、生活関連施設に該当する施設を“相当数の高齢者、障害者等が利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設、学校等多岐にわたる施設が想定されるが、具体的にどの施設を含めるかは施設の利用の状況等地域の実情を勘案して選定することが必要である”としています。

マスタープラン及び基本構想では、旧基本構想の生活関連施設を基本とし、設定範囲を移動等円滑化促進地区に拡大するとともに、以下に示すとおり設定方針を見直しました。

表 2.1 生活関連施設の設定方針

生活関連施設の設定方針	移動等円滑化促進地区				
	重点整備地区				
	国領駅周辺地区	調布駅・布田駅周辺地区	飛田給駅周辺地区	京王多摩川駅周辺地区	西調布駅周辺地区
①旧基本構想における生活関連施設・準生活関連施設	○	○	—	—	—
②旧基本構想における生活関連施設に相当する施設	○	○	○	○	○
③協議会や市民意見等で位置づけが必要とされた施設	○	○	○	○	○
④生活関連経路沿いに立地する小規模郵便局、金融機関、公園等	○	○	○	—	—

特定事業として具体的な事業を推進

方針を示す

高齢者、障害者等を始めとする多様な利用者が日常生活または社会生活において利用する施設であることを前提とし、次ページに示す抽出条件に基づき、市民の利用が多く見られる民間施設や、バリアフリー化により生活利便性が高まる小規模郵便局や金融機関、公園等を新たに生活関連施設に設定します。

表 2.2 生活関連施設の抽出条件

分類	移動等円滑化促進地区		設定方針			
	重点整備地区		①	②	③	④
旅客施設	鉄道駅・バスターミナル	同左	●	●		
建築物	市役所本庁舎・出張所等	市役所本庁舎・出張所等	同左	●	●	
	公民館・集会所	地域福祉センター・公民館・青少年交流館・市民プラザあくろす・ふれあいの家	同左	●	●	●
	保健・福祉施設	総合福祉センター・保健センター・地域包括支援センター・ちょうふだぞう・すまいる分室・知的障害者援護施設なごみ・すまいる・そよかぜ・デイセンターまなびや・こころの健康支援センター・健康活動ひろば子ども発達センター・子ども家庭支援センター・ちょうふの里・あさひ苑・老人憩いの家・シルバー人材センター	同左	●	●	
	文化・体育施設	文化会館・ホール・劇場・図書館・映画館・博物館・美術館・体育館・野球場・スタジアム・プール・競輪場	同左	●	●	
	その他公共施設	警察署	同左		●	
	医療施設	病院(100床以上)	同左	●	●	
	宿泊施設	旅館業法の届出対象施設のうち客室数が50室以上のホテル・旅館	同左		●	
		旧基本構想における生活関連施設・準生活関連施設	同左	●		
	商業施設	大規模小売店舗立地法の届出対象施設(店舗面積1,000m ² 以上)	同左	●	●	
	金融機関	生活関連経路沿いに立地する銀行・信用金庫・ゆうちょ(支店)	—			●
公園	郵便局	調布郵便局	—	●		
		生活関連経路沿いに立地する小規模郵便局	—			●
	その他	旧基本構想における生活関連施設・準生活関連施設	同左	●		
	都市公園 (都市計画公園)	近隣公園・広域公園・総合公園・特殊公園	同左		●	
その他公園		生活関連経路沿いに立地する上記以外の都市公園・仲よし広場	—			●
路外駐車場		駐車場法の届出対象施設のうち特定路外駐車場(駐車の用に供する部分の面積が500m ² 以上で,かつ駐車料金を徴収する路外駐車場)	同左		●	

表 2.3 調布駅・布田駅・国領駅周辺地区 生活関連施設一覧

分類	施設名称	種別※
旅客施設	京王線調布駅	○
	京王線布田駅	○
	京王線国領駅	○
市役所本庁舎・出張所等	市役所本庁舎	○
	教育会館	○
公民館・集会所	市民プラザあくろす	○
	下布田ふれあいの家	○新
	布田駅南ふれあいの家	○新
	国領第二ふれあいの家	○新
	国領駅北ふれあいの家	○新
	国領ふれあいの家	○新
保健・福祉施設	総合福祉センター	○
	子ども家庭支援センターすこやか	○
	保健センター	○
	ちょうふだぞう・すまいる分室	○新
	地域包括支援センターゆうあい	○新
文化・体育施設	文化会館たづくり	○
	グリーンホール	○
	中央図書館	○
	図書館国領分館	○新
	トリエ京王調布 C 館	○新
その他公共施設	調布警察署	○新
医療施設	調布東山病院	○
	多摩川病院	○新
宿泊施設	調布クレストンホテル	○
	アーバンホテル ツインズ調布	○新
	東横INN調布京王線布田駅	○新
建築物	西友調布店	○
	調布パルコ	○
	イトヨーカドー国領店	○
	調布とうきゅう	○
	ロイヤルプラザ	○
	マルエツ国領店	○
	西友国領店	○
	トリエ京王調布 A 館	○新
	トリエ京王調布 B 館	○新
	オーケー調布店	○新
	三菱UFJ銀行調布支店・調布南支店	○新
	みずほ銀行調布支店	○新
	三井住友銀行調布駅前支店	○新
金融機関	三井住友銀行国領支店	○新
	横浜銀行調布支店	○新
	りそな銀行調布支店	○新
	山梨中央銀行調布支店	○新
	多摩信用金庫調布支店	○新
	多摩信用金庫調布北口支店	○新
	東京三協信用金庫調布支店	○新
	JAマイinz調布支店	○新
	調布郵便局	○
	調布市役所前郵便局	○新
郵便局	調布国領五郵便局	○新
	国領駅前郵便局	○新

分類		施設名称	種別※
建築物	その他	コクティー(複合施設共用部)	◎
		ココスクエア調布(複合施設共用部)	◎
公園	その他公園	上布田公園	◎新
		(仮称)鉄道敷地公園(相模原線)	◎新
		こくきた公園	◎新
		国領町1丁目公園	◎新
		国領町3丁目第2公園	◎新
		くすのき第1児童遊園	◎新
		くすのき第3児童遊園	◎新
		布田南ふれあい公園	◎新
		IYリアルエステート国領駐車場	◎新
路外駐車場		トリエ平面駐車場	◎新

※種別:◎ 旧基本構想における生活関連施設であり、引き続き設定する施設

◎新 新たに生活関連施設に設定する施設

表 2.4 飛田給駅周辺地区 生活関連施設一覧

分類		施設名称	種別※
旅客施設		京王線飛田給駅	◎
建築物	公民館・集会所	西部地域福祉センター	◎準
		飛田給ふれあいの家	◎準
		西部ふれあいの家	◎準
		西部公民館	◎
		青少年交流館	◎準
	保健・福祉施設	デイセンターまなびや	◎
		ちょうふの里	◎
		あさひ苑	◎
		子ども発達センター	◎
		知的障害者援護施設なごみ・そよかぜ・すまいる	◎
		調布福祉園	◎
	文化・体育施設	障害者支援施設みづき	◎
		味の素スタジアム(東京スタジアム)	◎
		武蔵野の森総合スポーツプラザ	◎新
	宿泊施設	調布アーバンホテル	◎準
	商業施設	スーパースポーツゼビオ 調布東京スタジアム前店	◎新

※種別:◎ 旧基本構想における生活関連施設であり、引き続き設定する施設

◎準 旧基本構想の準生活関連施設から、生活関連施設にする施設

◎新 新たに生活関連施設に設定する施設

表 2.5 京王多摩川駅周辺地区 生活関連施設一覧

分類		施設名称	種別※
旅客施設		京王相模原線京王多摩川駅	◎新
建築物	公民館・集会所	下石原地域福祉センター	◎新
		小島町ふれあいの家	◎新
建築物	保健・福祉施設	こころの健康支援センター・健康活動ひろば	◎新
		シルバー人材センター	◎新
建築物	文化・体育施設	京王閣競輪場	◎新
		郷土博物館	◎新
建築物	金融機関	昭和信用金庫多摩川支店	◎新
	郵便局	調布小島郵便局	◎新
公園	その他公園	京王多摩川さくら広場	◎新
路外駐車場		リパーク京王閣	◎新

※種別:◎新 新たに生活関連施設に設定する施設

表 2.6 西調布駅周辺 生活関連施設一覧

分類		施設名称	種別※
旅客施設		京王線西調布駅	—
建築物	文化・体育施設	西調布体育館	—
	商業施設	キッチンコート西調布店	—

※種別:— 重点整備地区外の生活関連施設

表 2.7 仙川駅周辺 生活関連施設一覧

分類		施設名称	種別※
旅客施設		京王線仙川駅	—
		仙川折返場	—
建築物	公民館・集会所	東部公民館	—
	文化・体育施設	せんがわ劇場	—
	商業施設	クイーンズ伊勢丹 仙川店	—
		京王ストア仙川駅ビル店	—
		いなげや調布仙川店	—
		島忠ホームズ仙川店	—
		西友仙川店	—
	公園	実篤公園	—
	路外駐車場	NPC24H 調布緑ヶ丘パーキング	—

※種別:— 重点整備地区外の生活関連施設

表 2.8 つづじヶ丘駅周辺 生活関連施設一覧

分類		施設名称	種別※
旅客施設		京王線つづじヶ丘駅	—
建築物	市役所本庁舎・出張所等	神代出張所	—
	保健・福祉施設	地域包括支援センターつづじヶ丘	—
	文化・体育施設	武者小路実篤記念館	—
	医療施設	東京さつきホスピタル	—

※種別:— 重点整備地区外の生活関連施設

表 2.9 柴崎駅周辺 生活関連施設一覧

分類		施設名称	種別※
旅客施設		京王線柴崎駅	—
建築物	公民館・集会所	菊野台地域福祉センター	—
	保健・福祉施設	地域包括支援センター至誠しばさき	—
	商業施設	キテラタウン調布	—

※種別:— 重点整備地区外の生活関連施設

(2) 生活関連経路の設定

生活関連経路の定義：(バリアフリー法第2条23項)

生活関連施設相互間の経路をいう。

生活関連施設相互間を結ぶ経路をバリアフリー法に基づく「生活関連経路」に設定します。マスタープラン及び基本構想では、生活関連施設間を結ぶ経路を中心に、旧基本構想の生活関連経路等を踏襲しつつ、以下の設定方針に基づき設定します。なお、歩行者交通量や沿道施設の利用状況を踏まえ、利用頻度の高い経路を優先的に設定するとともに、移動等円滑化促進地区内の歩行者ネットワークの連続性を考慮します。

また、移動等円滑化促進地区内の生活関連経路については、バリアフリー方針を示し、重点整備地区内については、基準適合を目指した段階的な事業の位置づけを行います。

表 2.10 生活関連経路の設定方針

生活関連施設の設定方針	移動等円滑化促進地区			
	重点整備地区			
	国領布駅周辺地区	飛田給駅周辺地区	京王多摩川駅周辺地区	西調布駅周辺地区
①生活関連施設相互間の経路	○	○	○	○
②旧基本構想の重点整備地区における生活関連経路・準生活関連経路・ネットワーク経路	○	○	—	—
③旧基本構想の促進地区におけるバリアフリー経路	—	—	—	○
④エリア内・エリア間の歩行者ネットワークを形成する経路	○	○	○	○
⑤上位関連計画※1において優先整備路線等に指定されている経路	○	○	○	○

特定事業として具体的な事業を推進

方針を示す

※1 東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）、東京都道路バリアフリー推進計画、調布市道路網計画、調布市自転車ネットワーク計画、東京2020大会に向けた道路のバリアフリー化の取組み（重点整備区間）、国がバリアフリー法に基づき指定する特定道路※2

※2 特定道路：生活関連経路を構成する道路法による道路のうち、多数の高齢者、障害者等の移動が通常徒步で行われる道路（国土交通大臣が指定）で、道路の新設又は改築を行う際に道路の移動等円滑化基準（省令）又は地方公共団体の条例への適合義務が生じるものという。

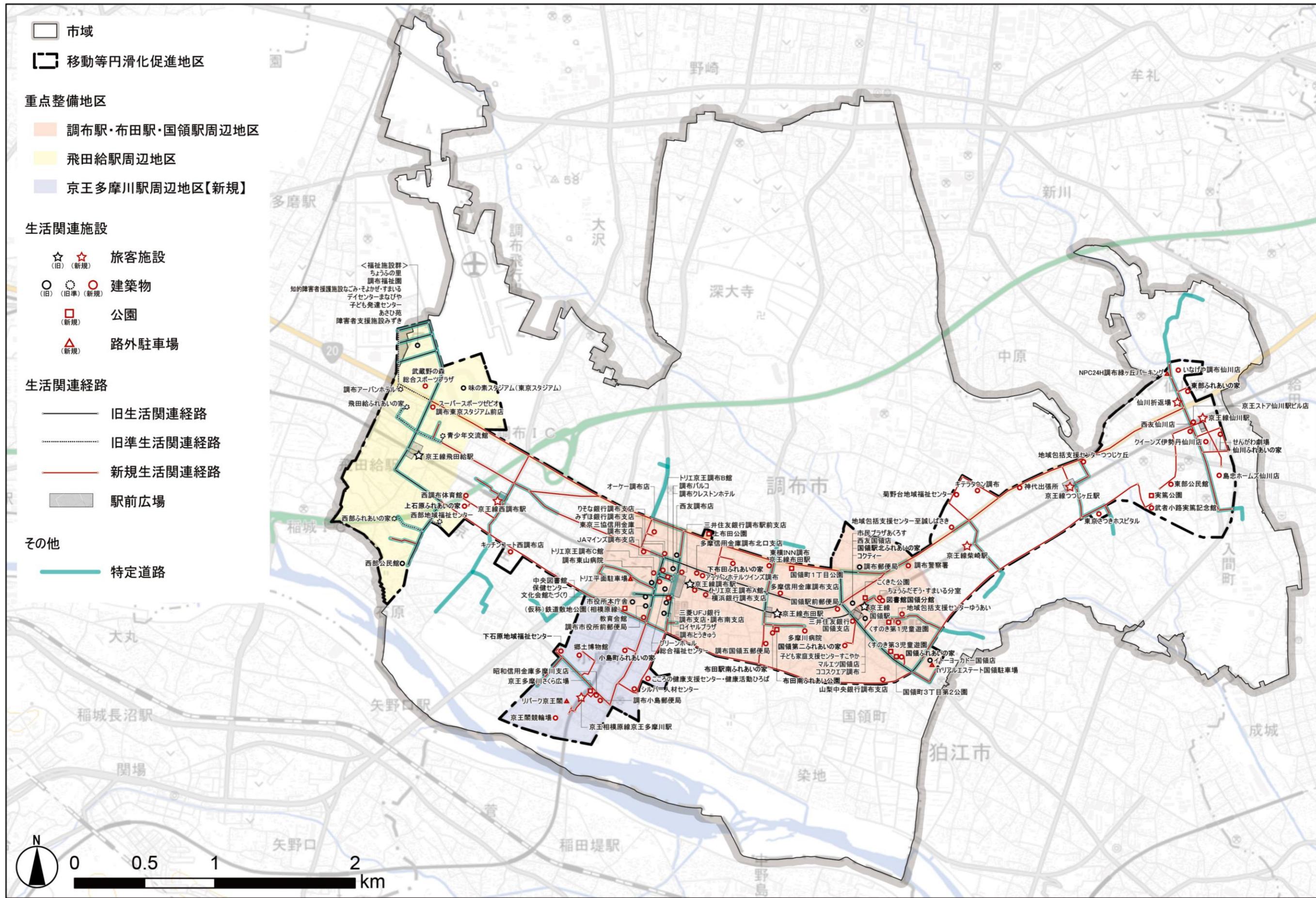


図 2.1 移動等円滑化促進地区図

2 バリアフリー方針

移動等円滑化促進地区のバリアフリー化の推進に向けて、マスタープラン及び基本構想では、バリアフリー化に関する主な基準等や、多様な利用者が安全に移動・利用しやすい施設整備に向けて対応を進めていく際の共通の配慮事項を「バリアフリー方針」として示します。

バリアフリー方針については、関係事業者に周知及び理解、協力を求め、それぞれの事業推進の中で配慮した取組を実施していただけるよう相互理解を図りながら推進していきます。

また、重点整備地区内の施設設置管理者等には、バリアフリー化の促進に向けた共通の配慮事項に基づき、特定事業等の位置づけを依頼していきます。各重点整備地区的区域及び特定事業等の内容は、別に定める基本構想で示します。

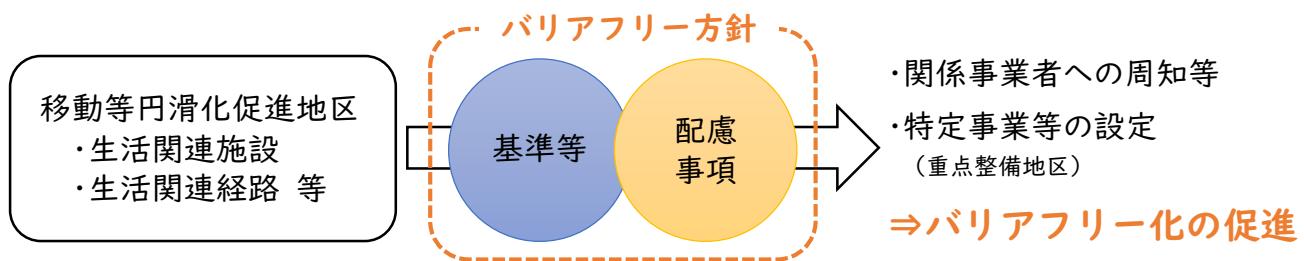


図 2.2 移動等円滑化促進地区におけるバリアフリー化の進め方

(I) バリアフリー化に関する主な基準等

移動等円滑化促進地区のバリアフリー整備にあたっては、バリアフリー法に基づく移動等円滑化基準への適合に努めるとともに、関連するガイドラインや条例等に留意した整備の推進が基本になります。

表 2.11 バリアフリー化に関する主な基準等

種別	項目	名称	所管など/作成年月
移動等円滑化基準	公共交通	移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準(公共交通移動等円滑化基準)	国土交通省【省令】 令和3年1月改正
	道路	移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準(道路移動等円滑化基準)	国土交通省【省令】 令和3年3月改正
	公園	移動等円滑化のために必要な道路の占用に関する基準	国土交通省【省令】 令和3年1月改正
	建築物	移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する基準(建築物移動等円滑化基準)	国土交通省【省令】 令和3年1月改正
		高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準(建築物移動等円滑化誘導基準)	国土交通省【省令】 令和3年1月改正
	交通安全	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準	国家公安委員会【規則】 令和2年12月
	駐車場	移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準(路外駐車場移動等円滑化基準)	国土交通省【省令】 平成18年12月
ガイドライン等	公共交通	公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン バリアフリー整備ガイドライン[旅客施設編]	国土交通省 令和3年3月改訂
		公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン バリアフリー整備ガイドライン[車両等編]	国土交通省 令和3年3月改訂
		公共交通機関の役務の提供に関する移動等円滑化整備ガイドライン バリアフリー整備ガイドライン[役務編]	国土交通省 令和3年3月
	道路	増補 改定版 道路の移動等円滑化整備ガイドライン	(財)国土技術研究センター 平成23年8月
	公園	都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン	国土交通省 平成24年3月
	建築物	高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準	国土交通省 令和3年3月改訂
	条例等	公共交通・ 道路・公園 ・建築物等	東京都 平成31年3月
		調布市福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル	調布市 令和元年9月改正
		都道における移動等円滑化の基準に関する条例	東京都 平成24年12月
		調布市道の移動等円滑化の基準に関する条例	調布市 平成25年4月
		東京都立公園における移動等円滑化の基準に関する条例	東京都 平成24年12月
		調布市都市公園における移動等円滑化の基準に関する条例	調布市 平成25年4月
		高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例 (建築物バリアフリー条例)	東京都 令和3年3月改正
条例等	交通安全	東京都高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等の基準に関する条例	東京都 平成24年12月
	駐車場	東京都駐車場条例	東京都 令和元年6月改正
		障害者等用駐車区画の適正利用に向けたガイドライン	東京都 平成25年8月

(2) バリアフリー化の促進に向けた共通の配慮事項

多様な利用者が安全に移動・利用しやすい施設整備に向けて、まちあるき点検やアンケート調査等を実施し、市民意見を収集しました。

その中から、特に意見が多かった内容や、協議会等で必要とされた内容について、事業種別ごとに、バリアフリー化の促進に向けた共通の配慮事項として整理しました。

なお、配慮事項には、各種基準やガイドライン等に則った内容や、市独自の考え方に基づき配慮を求める内容が含まれています。関係事業者には、新築・改築等にあわせた基準適合に加え、市内の更なるバリアフリー化に向けて、この配慮事項に基づく取組を推進していきます。

表 2.12 配慮事項の区分

区分の考え方	区分の凡例
移動等円滑化基準や条例等における整備基準に該当するもの	◎
ガイドライン等で望ましいとされる整備内容に該当するもの	○
上記以外で、まちあるき点検・アンケート調査等で共通の課題として挙げられた市民意見に基づき市独自に設定したもの	★

ア 公共交通のバリアフリー化

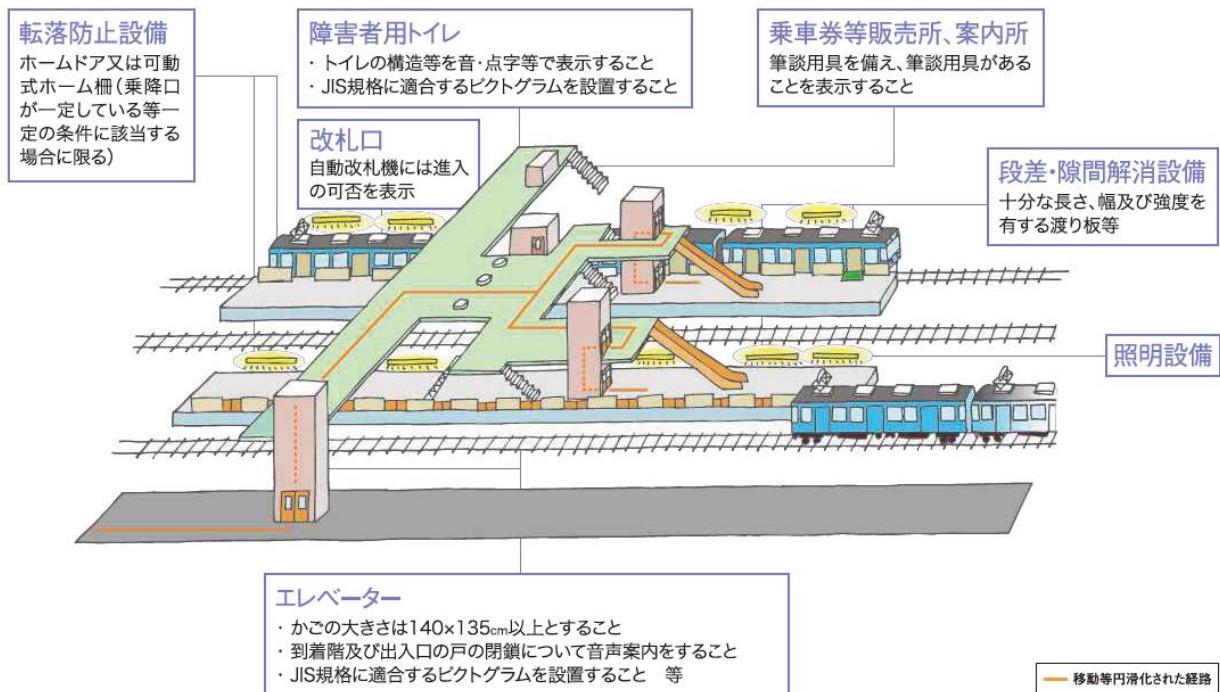
(ア) 鉄道駅

表 2.13 鉄道駅の共通の配慮事項

項目	共通の配慮事項	区分
通路	視覚障害者誘導用ブロックは連続的に、かつ可能な限り最短経路で設置する(JIS規格、床面との輝度比を確保、滑りにくい材質等にも配慮する)。	○
エレベーター	利用実態や目的に合わせ、車いす使用者等が利用しやすいよう十分な大きさ、基数を確保する。	○
	視覚障害者が押しやすいボタン等に配慮する(文字等の浮彫、音声案内等)。	◎
	聴覚障害者の緊急時の対応等のため、戸にはガラス等による窓等を設けることにより、内と外が見えるようにする。	◎
	出入口同方向型(一方向型)のエレベーターには、車いす使用者が出入口を容易に確認できる鏡を設置する。	◎
	左麻痺・右麻痺などの利用者に配慮し、車いす用操作盤は両側に設置する。	○
階段	手すりを設置する(両側、2段手すり)。	◎
	段鼻を強調し、識別しやすいようにする。色覚異常の人も識別できるよう、カラーユニバーサルデザインに配慮する。	○
ホーム	ホームドアや可動式ホーム柵を設置する。	○
	可能な限りホームと車両の段差や隙間を縮小する。	○
券売機・改札口	車いす使用者が利用しやすい券売機を設置する(蹴込みの設置、見やすいタッチパネル等)。	◎
	車いすが通行できる拡幅改札を設置する。	○
トイレ	利用者に配慮した車いす使用者用トイレを設置する。	◎
	・大型車いすの使用や介助者の同伴を想定した十分な広さの確保	○
	・動線の支障となる障害物の撤去	○
	・排泄や着替えの介助が可能な大型ベッドの設置	○
	・だれもが分かりやすく、かつ利用しやすいボタンの設置(開閉・洗浄ボタンの位置等)	○
	・袖壁を設けることや、開閉ボタンの周りに設備を配置しないなど、車いす使用者が出入りしやすいように配慮	○
	・温水洗浄便座の設置	○
	・目隠し用のカーテンの設置	○
	(車いす使用者用トイレを2か所以上設置する場合) 便座の向きを反対にするなど、左麻痺・右麻痺などの利用者に配慮した整備を推進する。	○

項目	共通の配慮事項	区分
トイレ(続き)	一般トイレにおける、洋式便器の設置や車いす使用者等が利用できる広めの個室、オストメイト対応設備の整備を促進する。	○
	車いす使用者トイレの利用集中を防ぐため、ベビーチェアやベビーベッドは男女別トイレにそれぞれ設置し、わかりやすい案内を表示する。	○
	性的少数者(LGBT等)への配慮や異性介助の点から、男女共用トイレの整備を促進する。	○
案内・情報 バリアフリー	バリアフリー化された経路やバリアフリー設備等の情報について、多様な利用者にわかりやすい案内図や案内サインを設置する。	◎
	・大きくわかりやすい表示	○
	・カラーユニバーサルデザインに配慮した配色	○
	・案内表記や音声案内の多言語化	○
	・知的障害者等にも認識しやすいデザイン(デザインの統一、ふりがな表示やピクトグラムの活用など)	★
	トイレやエレベーター等を視覚障害者が利用しやすいよう、音声・音響案内を充実する。その際、音情報が過多にならない、干渉しないように配慮する。	○
	エスカレーターの上端及び下端に近接する通路には、視覚障害者の連続的な移動に警告を発するための点状ブロックを設置する。	◎
教育啓発・ 心のバリアフリー	トイレやエレベーター等で聴覚障害者が緊急時等に状況を把握できる設備を設置する(文字情報や光による情報の伝達等)。	○
	外国人が緊急時等に状況を把握できるように外国語での情報提供を行う。	★
	(触知案内図を設置する場合) 音声案内や視覚障害者誘導用ブロックの設置等により、視覚障害者が設置位置を把握できるように配慮する。	◎
役務の提供 (維持管理・ 人的対応)	筆談具やコミュニケーションボードを設置し、設置を示す案内を掲示する。	○
	多様な利用者への適切な対応について、職員の教育を実施する。	○
	エレベーター等の車いす使用者用トイレの優先利用に関して、利用者へのマナー啓発を推進する(わかりやすい場所への案内掲示等)。	○
	トイレや案内設備等の適切な維持管理を行う。	○
	手話のできる係員やサービス介助士等の資格を持った係員を案内所等に配置する。	★
	職員による案内やサポートなどの対応を充実する。	★

<参考>鉄道駅のバリアフリー化



出典:バリアフリー新法の解説(国土交通省,警察庁,総務省)

図 2.3 鉄道駅のバリアフリー化

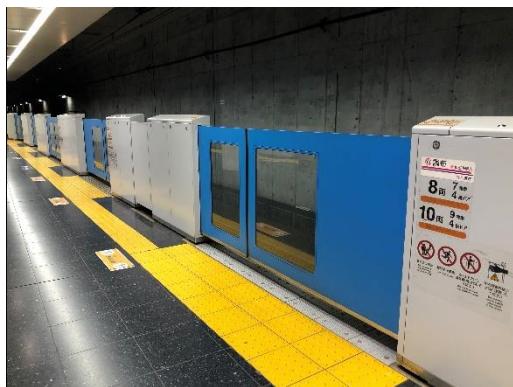


図 2.4 可動式ホーム柵

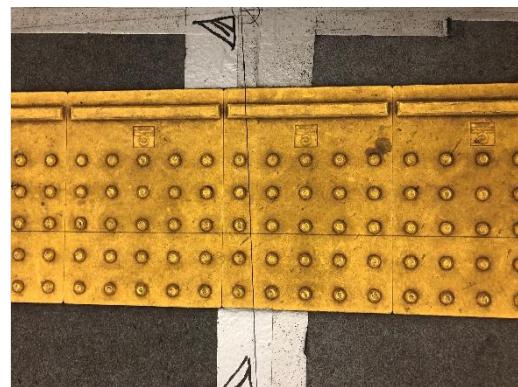


図 2.5 内方線付点状ブロック

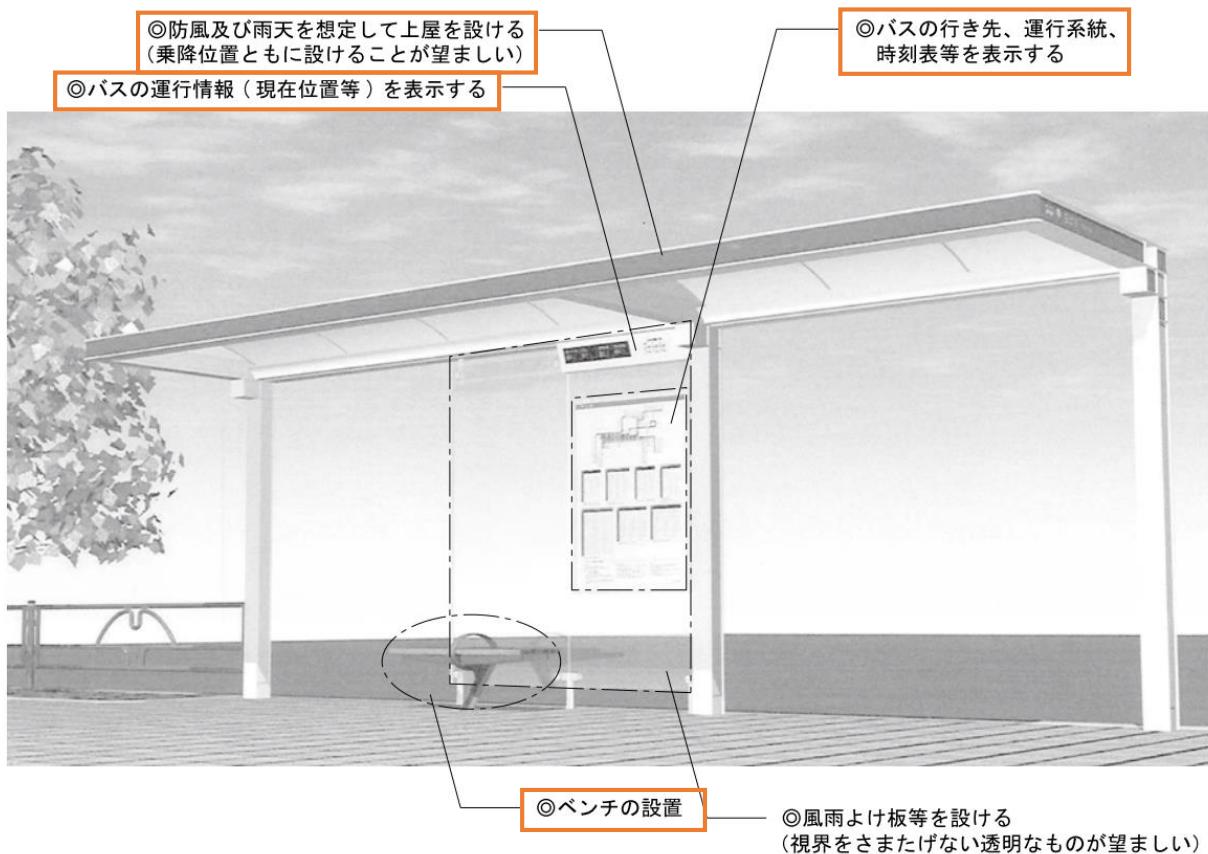
(1) 路線バス・ミニバス

表 2.14 路線バス・ミニバスの共通の配慮事項

項目	共通の配慮事項	区分
車両	ノンステップバスへの代替を促進する。	○
バス乗降場・停留所	乗車位置にあわせた視覚障害者誘導用ブロックを設置する。	◎
	バスが正着しやすく、車両との段差が生じない構造にする(道路管理者と連携)。	◎
	安全な待合スペースを確保し、ベンチや上屋の設置を促進する。	○
案内・情報 バリアフリー	筆談具やコミュニケーションボードを設置し、設置を示す案内を掲示する。	○
	バス停やバス車内における案内を充実する(わかりやすい乗場案内・路線図・乗継案内、ノンステップバスの運行表示、案内表記や音声案内の多言語化 等)。	○
	バス接近表示システムの導入(音声案内・電光表示)を促進する。	○
教育啓発・ 心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応について、乗務員の教育を実施する。	○
	バス利用のマナー・ルール等について、利用者への啓発を行う。	★
役務の提供 (人的対応)	バス停への正着を徹底する。	○
	乗務員による案内やサポートなどの対応を充実する。	○

<参考>バスのバリアフリー化

で囲んだものは、『共通の配慮事項』に設定した基準です。



出典:東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル

図 2.6 バス停留所のバリアフリー化



図 2.7 ノンステップバス
(出典:小田急バス(株)ホームページ)



図 2.8 正着しやすいバス停

(ウ) タクシー

表 2.15 タクシーの共通の配慮事項

項目	共通の配慮事項	区分
車両	車いす使用者等も利用できる福祉タクシー（ユニバーサルデザインタクシーを含む）の導入を促進する。	○
乗降場	平坦部の確保や連続した視覚障害者誘導用ブロックの設置、上屋の設置など、多様な利用者が利用しやすい乗降場を整備する（道路管理者と連携）。	◎
案内・情報 バリアフリー	筆談具やコミュニケーションボードを設置し、設置を示す案内を掲示する。	◎
教育啓発・ 心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応について、乗務員の教育を実施する。 乗務員による案内やサポートなどの対応を充実する。	○
役務の提供 (人的対応)	歩道等への正着を徹底する。 乗務員による案内やサポートなどの対応を充実する。	★ ○

<参考>タクシーのバリアフリー化



出典：(一社)東京ハイヤー・タクシー協会ホームページ

図 2.9 ユニバーサルデザインタクシー

イ 道路のバリアフリー化

(ア) 歩道のある道路

表 2.16 歩道のある道路の共通の配慮事項

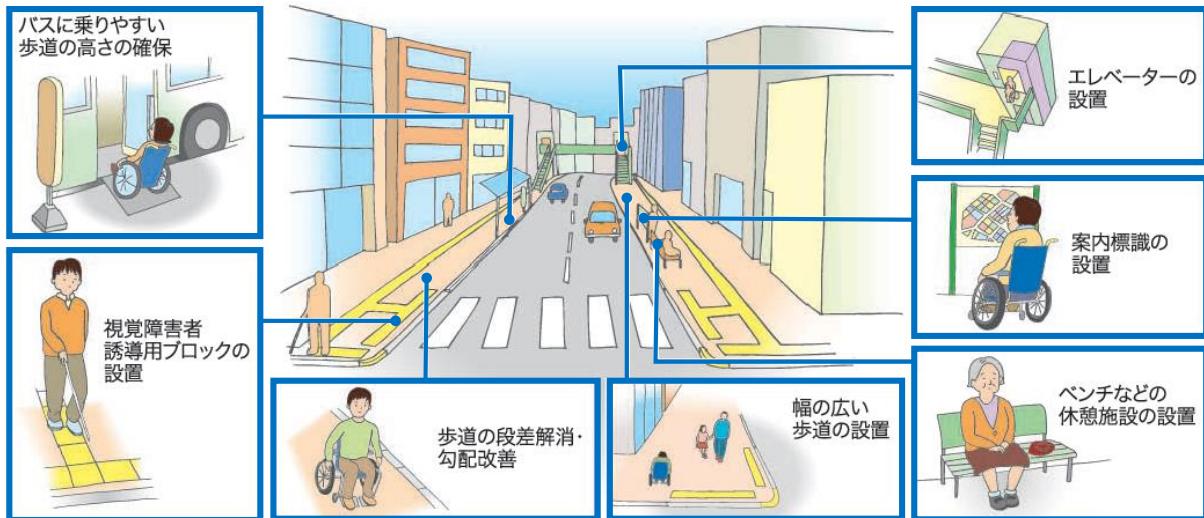
項目	共通の配慮事項	区分
歩道等	2m以上の幅員を確保し,平坦でがたつきのない滑りにくい舗装とする。	◎
	交差点では車いす使用者が滞留できる平坦な部分を設け,歩行者が安全に信号待ちできる空間をできるだけ広く確保する。	◎
	視覚障害者が歩道と車道の区別ができる,かつ,車いす使用者が円滑に通行できるように,歩車道境界の段差は1cm程度にする。	★
	電柱や街灯等が歩行者の通行の妨げにならないように配慮する。	○
	バス停を設置する場合は,バスが正着しやすく,車両との段差が生じない構造にする。	◎
	交差点部やバス停等を中心に,移動の連続性に配慮した視覚障害者誘導用ブロックを設置する。	◎
	・連続的に設置する場合は,なるべく直線となるように配置し,蛇行や屈折を最低限とする。	★
	・視覚障害者誘導用ブロックの両側(60cm程度)は,柵やボラード等の障害物を設けないように配慮する。	★
	十分な幅員が確保できない歩道は,沿道敷地内での通行スペースを確保するなど,沿道敷地と連携した快適な歩行空間の形成を推進する。	★
案内・情報 バリアフリー	「調布市公共サイン整備ガイドライン」の考え方に基づき,旅客施設や周辺施設等の情報について,多様な利用者に配慮した案内板や案内サインの整備を促進する。	○
維持管理	舗装や視覚障害者誘導用ブロック,案内設備,植栽等の適切な維持管理を行う。	★
普及・啓発	視覚障害者誘導用ブロック上への放置自転車や看板,商品陳列等の不法占用物への指導を行い,適切な機能を確保する。	★
	自転車利用者へのルール・マナーの啓発を推進する(交通管理者と連携)。	○

(1) 歩道のない道路

表 2.17 歩道のない道路の共通の配慮事項

項目	共通の配慮事項	区分
歩道等	歩行者が安全かつ安心して利用できる道路環境の整備を促進(歩道の設置 等)。	◎
	経路の実情にあった交通安全対策を実施する(路側帯の拡幅・平坦化, ガードレールの設置, カラー舗装化, 一方通行化, 駐停車抑制策, 自転車通行位置の明示 等)(交通管理者と連携)。	★
	電柱や街灯等が歩行者の通行の妨げにならないように配慮する。	○
	バス停を設置する場合は, 安全な待合スペースを確保する。	○
案内・情報 バリアフリー	「調布市公共サイン整備ガイドライン」の考え方に基づき, 旅客施設や周辺施設等の情報について, 多様な利用者に配慮した案内板や案内サインの整備を促進する。	○
維持管理	舗装や案内設備等の適切な維持管理を行う。	★
普及・啓発	放置自転車や看板, 商品陳列等の不法占用物への指導を行い, 適切な機能を確保する。	★
	自転車利用者へのルール・マナーの啓発を推進する(交通管理者と連携)。	○

<参考>道路のバリアフリー化



バリアフリー新法の解説(国土交通省、警察庁、総務省)から作成

図 2.10 道路のバリアフリー化



図 2.11 バリアフリー化された歩道



図 2.12 歩車道境界(1cm程度)



図 2.13 案内板・案内サイン



図 2.14 交通安全対策(カラー舗装化)

ウ 交通安全(信号機等)のバリアフリー化

表 2.18 交通安全(信号機等)の共通の配慮事項

項目	共通の配慮事項	区分
信号機等	音響式や経過時間表示式などのバリアフリー対応型信号機の設置を推進する。	◎
	多様な利用者が安全に横断できるよう、適切な青時間を確保する(歩行者用青信号の延長など)。	◎
	標識、標示の高輝度化や信号機のLED化により見やすさを向上する。	◎
横断歩道	生活関連経路上の交差点には、横断歩道の設置を進める。	★
	歩道の視覚障害者誘導用ブロックと連続したエスコートゾーンの設置を推進する。	○
安全対策	歩道のない道路では、路側帯の拡幅や平坦化、ガードレールの設置、舗装のカラー化、一方通行化、駐停車抑制策、自転車通行位置の明示など、経路の実情に合った交通安全対策を検討する(道路管理者と連携)。	★
普及・啓発	自転車利用者へのルール・マナーの啓発を推進する(道路管理者と連携)。	○

<参考>交通安全(信号機等)のバリアフリー化



図 2.15 音響式信号機(右はタッチ式のボタン)



図 2.16 経過時間表示式信号機



図 2.17 エスコートゾーン

エ 建築物(駐車場を含む。)のバリアフリー化

:旧基本構想における「建築物共通の配慮事項」

表 2.19 建築物(駐車場を含む。)の共通の配慮事項

項目	共通の配慮事項	区分
出入口・ 敷地内通路	道路と建物の連続性に配慮する(段差や勾配の解消 等)。	◎
	車いす使用者等が利用しやすい出入口を確保する(安全で使いやすい戸, 出入口幅 85cm 以上 等)。	◎
通路(廊下)	主要な経路における段差を解消する。	◎
	主要な通路における有効幅員(140cm 以上)を確保する(商品や荷物への配慮 等)。	◎
エレベーター	利用実態や目的に合わせ, 車いす使用者等が利用しやすいよう十分な大きさ, 基数を確保する。	○
	視覚障害者が押しやすいボタン等に配慮する(文字等の浮彫, 音声案内 等)。	◎
	聴覚障害者の緊急時の対応等のため, 戸にはガラス等による窓等を設けることにより, 内と外が見えるようにする。	◎
	左麻痺・右麻痺などの利用者に配慮し, 車いす用操作盤は両側に設置する。	◎
	出入口同方向型(一方向型)のエレベーターには, 車いす使用者が出入口を容易に確認できる鏡を設置する。	◎
階段	手すりを設置する(両側, 2段手すり)。	◎
	段鼻を強調し, 識別しやすいようにする。色覚異常の人も識別できるよう, カラーユニバーサルデザインに配慮する。	◎
トイレ	利用者に配慮した車いす使用者用トイレを設置する。	◎
	・大型車いすの使用や介助者の同伴を想定した十分な広さの確保	◎
	・動線の支障となる障害物の撤去	◎
	・排泄や着替えの介助が可能な大型ベッドの設置	○
	・だれもが分かりやすく, かつ利用しやすいボタンの設置(開閉・洗浄ボタンの位置 等)	◎
	・袖壁を設けることや, 開閉ボタンの周りに設備を配置しないなど, 車いす使用者が出入りしやすいように配慮	◎
	・温水洗浄便座の設置	○
	・目隠し用のカーテンの設置	○
	(車いす使用者用トイレを2か所以上設置する場合) 便座の向きを反対にするなど, 左麻痺・右麻痺などの利用者に配慮した整備を推進する。	○
	一般トイレにおける, 洋式便器の設置や車いす使用者等が利用できる広めの個室, オストメイト対応設備の整備を促進する。	○
	車いす使用者トイレの利用集中を防ぐため, ベビーチェアやベビーベッドは男女別トイレにそれぞれ設置し, わかりやすい案内を表示する。	◎

項目	共通の配慮事項	区分
トイレ(続き)	性的少数者(LGBT等)への配慮や異性介助の点から、男女共用トイレの整備を促進する。	○
駐車場	利用者に配慮した駐車場を確保する(車いす使用者用駐車施設の位置、乗降スペース、分かりやすい表示、屋根等)。	◎
駐輪場	施設利用者向け駐輪場の整理・整頓を行う。	★
	休憩スペースや授乳室を確保する。	○
	(案内所等を設置する場合) ・出入口からわかりやすい位置への設置に努める	★
その他設備	・道路から案内所等までの経路における視覚障害者誘導用ブロック や音声案内、点字、インターホンなど視覚障害者を誘導する設備の設置	◎
	・車いす使用者が利用しやすい高さのカウンターの設置	○
	トイレやエレベーター等聴覚障害者が緊急時等に状況を把握できる設備を設置する(文字情報や光による情報の伝達等)。	○
	出入口やトイレ、エレベーター、駐車場等があることを示す案内表示を設置する。	◎
	多様な利用者にわかりやすい案内サインを設置する。	○
	・大きくてわかりやすい表示	◎
	・カラーユニバーサルデザインに配慮した配色	○
	・案内表記等の多言語化	◎
案内・情報 バリアフリー	・知的障害者等にも認識しやすいデザイン(デザインの統一、ふりがな表示やピクトグラムの活用など)	★
	(室内に視覚障害者誘導用ブロックを設置する場合) ・JIS規格で床面との輝度比を確保した滑りにくいものを使用	◎
	・出入口から受付までの間を敷設するなど、障害当事者参加による敷設方法の検討推進	★
	(触知案内図を設置する場合) 音声案内や視覚障害者誘導用ブロックの設置等により、視覚障害者が設置位置を把握できるように配慮	★
	筆談具やコミュニケーションボードを設置し、設置を示す案内を掲示する。	○
教育啓発・ 心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応について、係員の教育を実施する。	★
	エレベーター等の車いす使用者用トイレ、車いす使用者用駐車施設の優先利用に関して、利用者へのマナー啓発を推進する(わかりやすい場所への案内掲示等)。	○
人的対応・接遇	手話のできる係員やハートフルアドバイザー等の資格を持った係員を案内所等に配置する。	○
	係員による案内やサポートなどの対応を充実する。	★

<参考>建築物(駐車場を含む。)のバリアフリー化

(高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準(国土交通省)から抜粋・作成ほか)

□で囲んだものは、『共通の配慮事項』に設定した基準です。

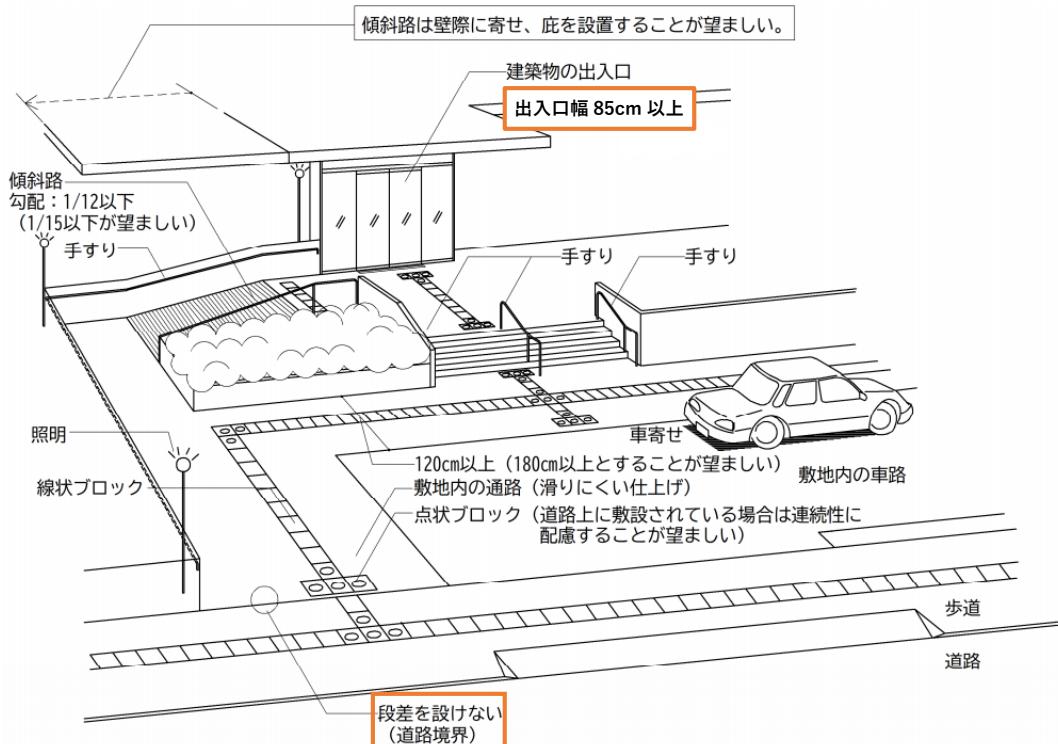


図 2.18 出入口・敷地内通路のバリアフリー化

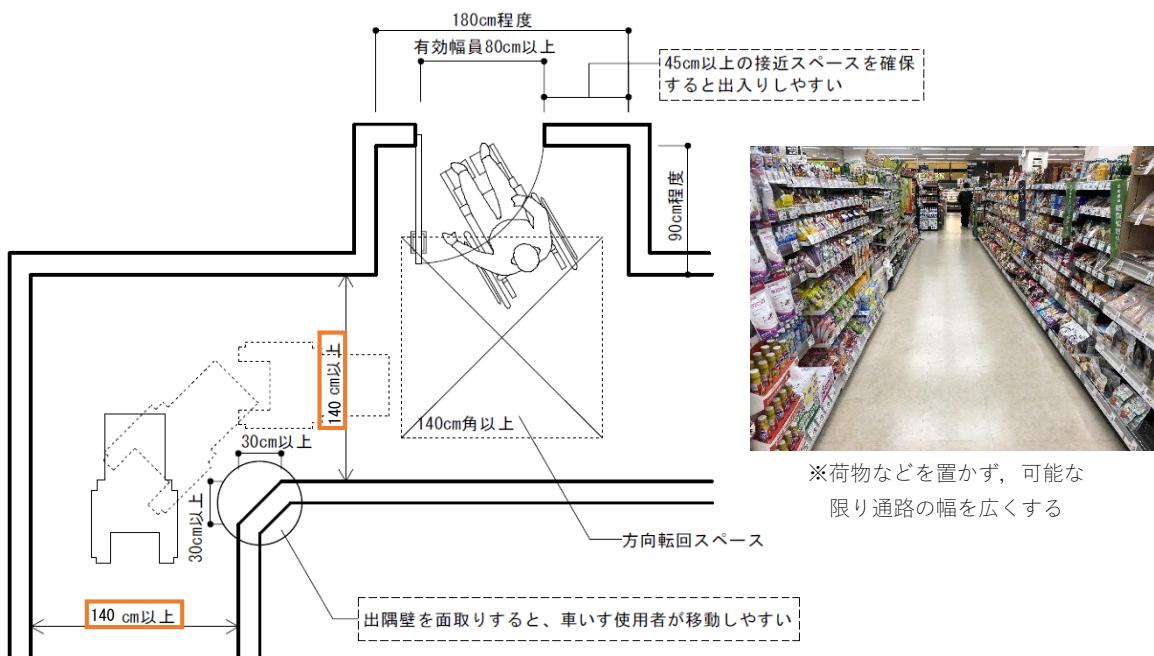


図 2.19 通路・廊下のバリアフリー化

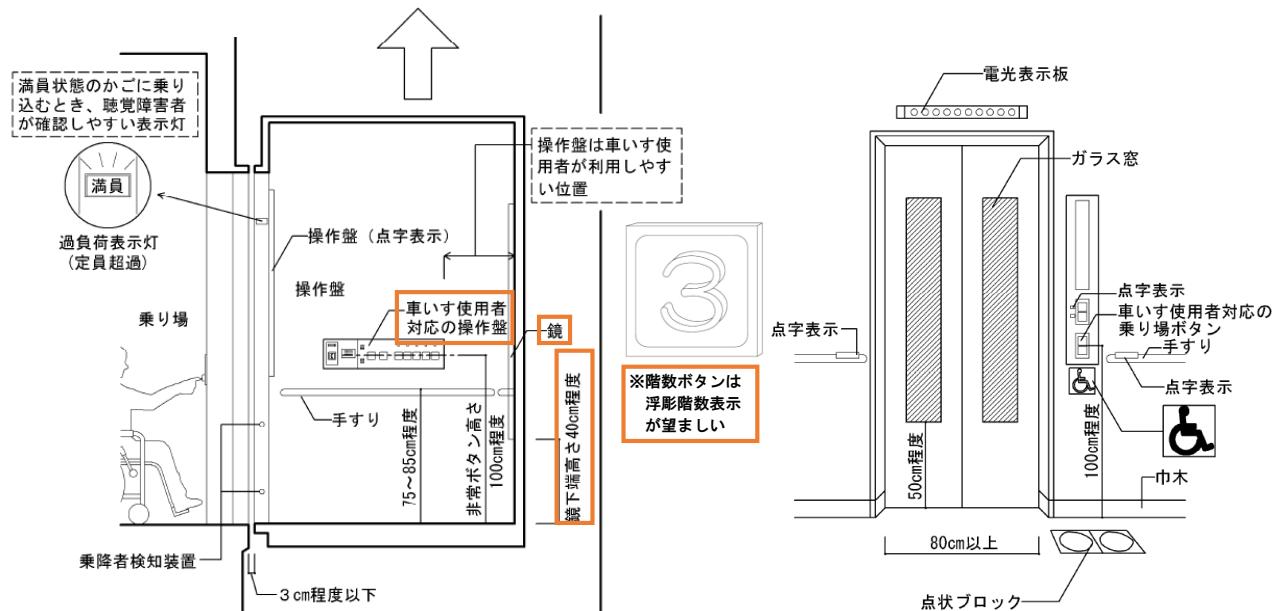


図 2.20 エレベーターのバリアフリー化

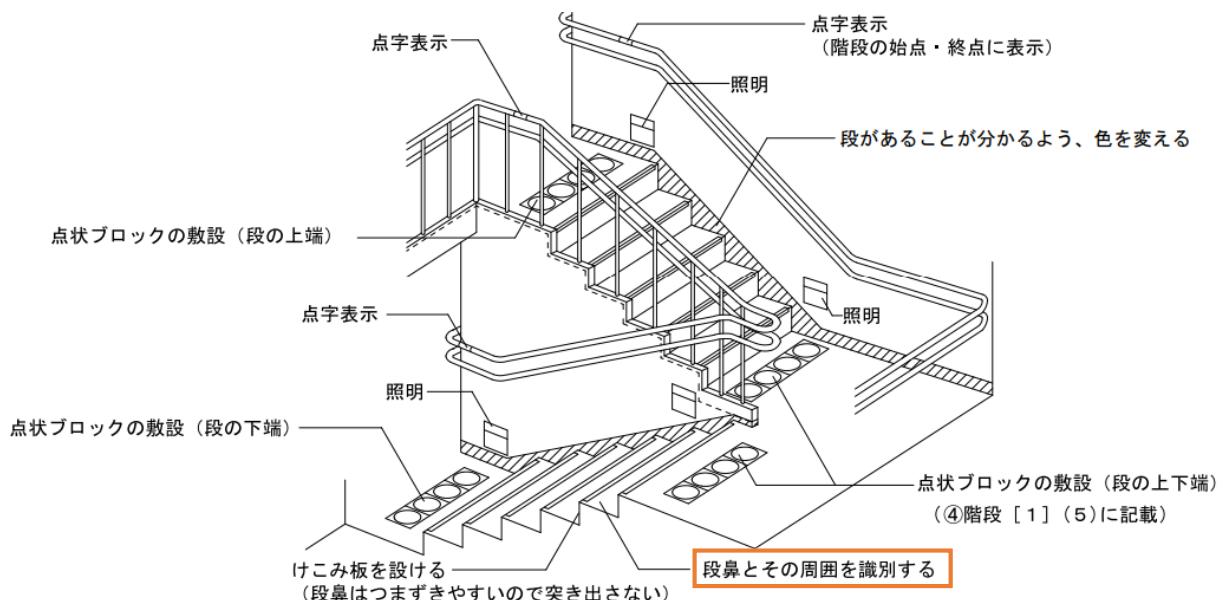
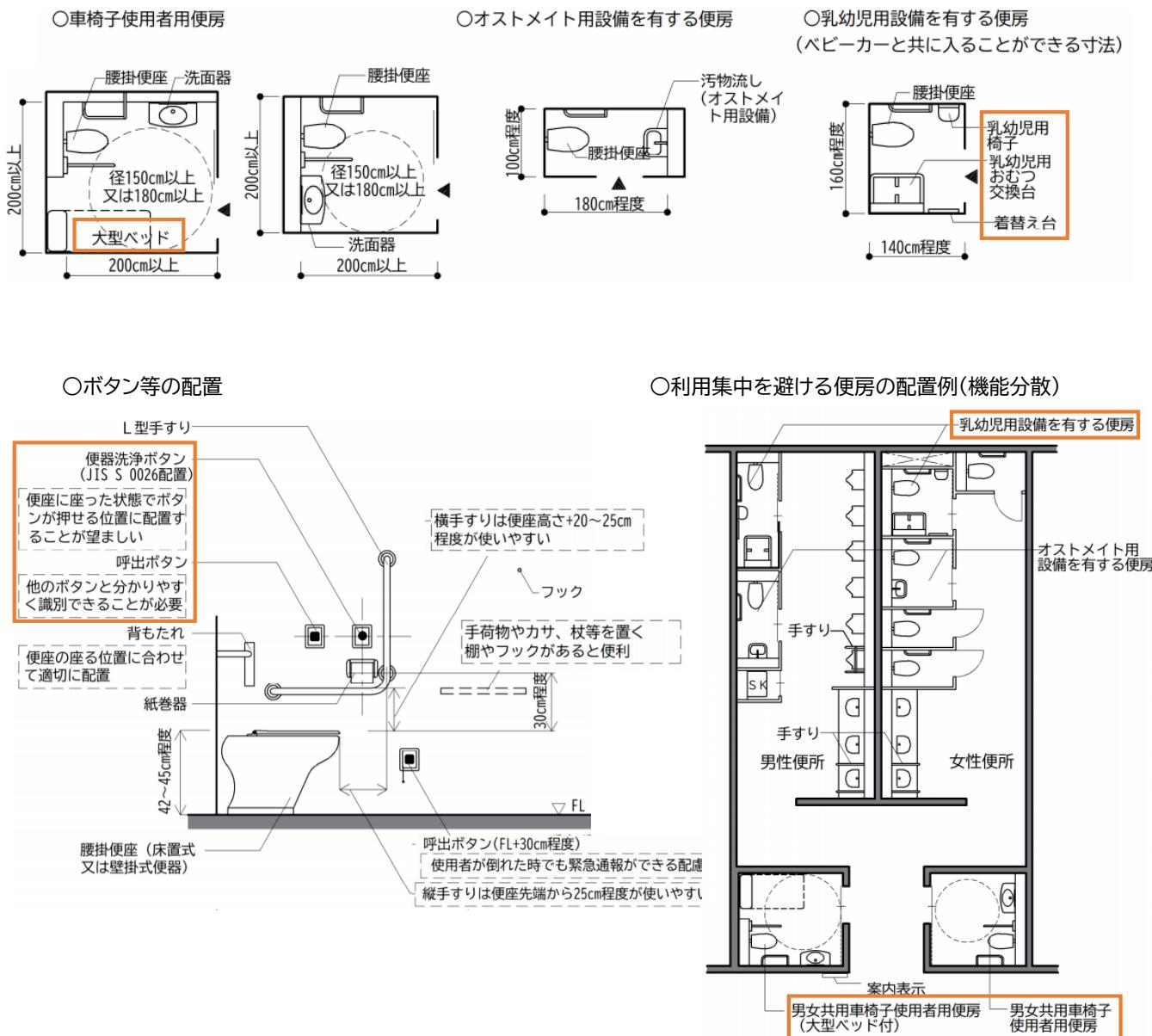
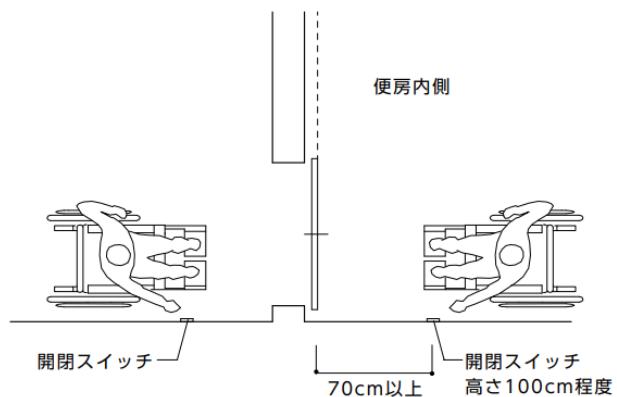


図 2.21 階段のバリアフリー化



■自動ドア(引き戸)の場合



■手動ドア(引き戸)の場合

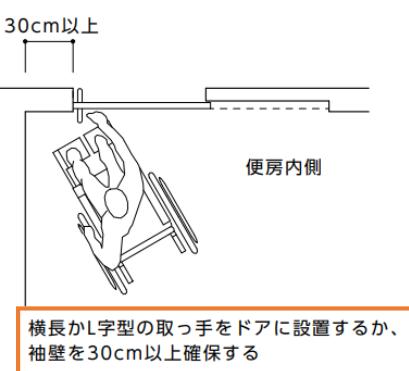


図 2.22 トイレのバリアフリー化

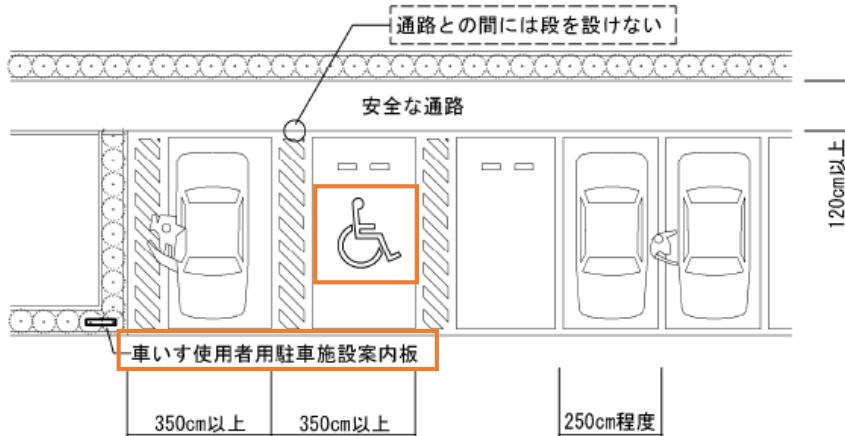


図 2.23 駐車場のバリアフリー化

◆その他設備

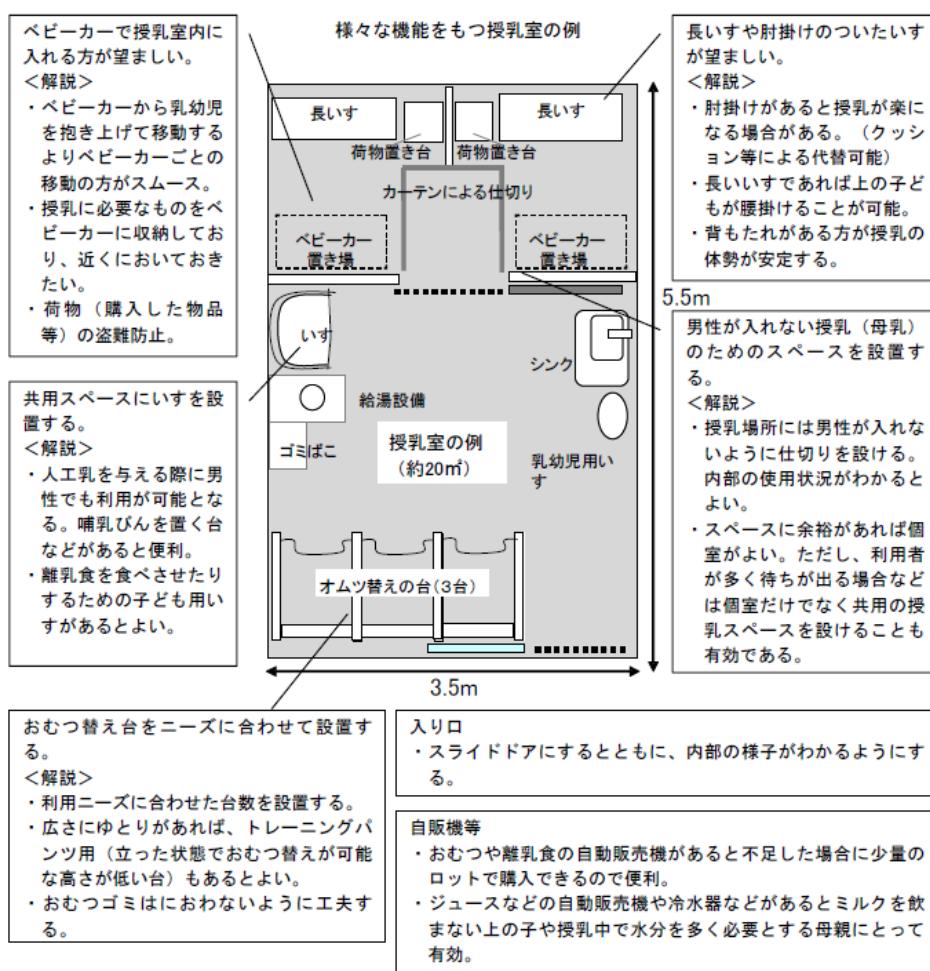


図 2.24 授乳室のバリアフリー化

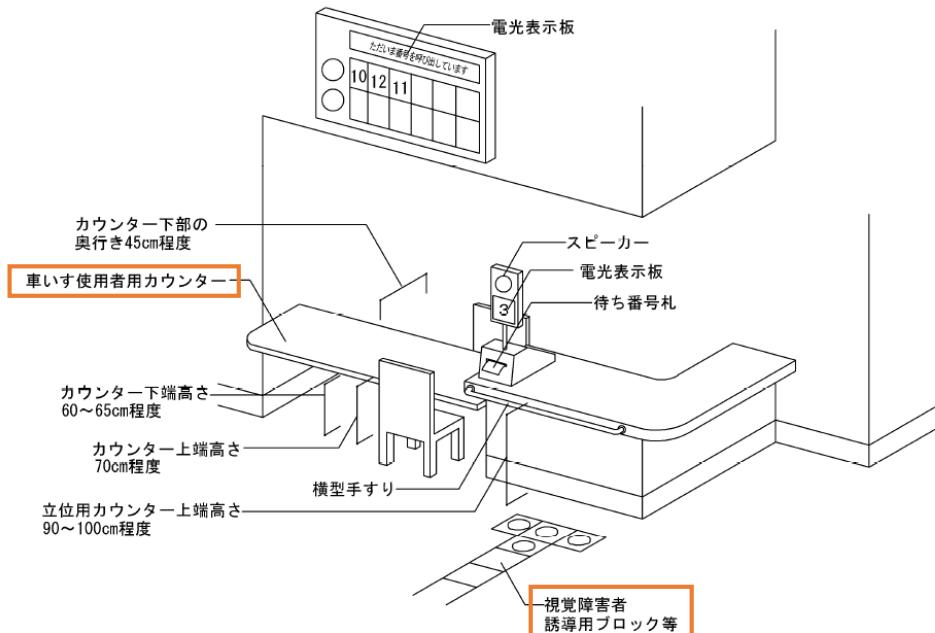


図 2.25 案内所等のバリアフリー化

◇案内・情報バリアフリー



図 2.26 案内サイン



図 2.27 視覚障害者誘導用ブロック(室内)



図 2.28 耳マーク



図 2.29 筆談具



図 2.30 筆談アプリ

◇教育啓発・心のバリアフリー



出典：国土交通省ホームページ

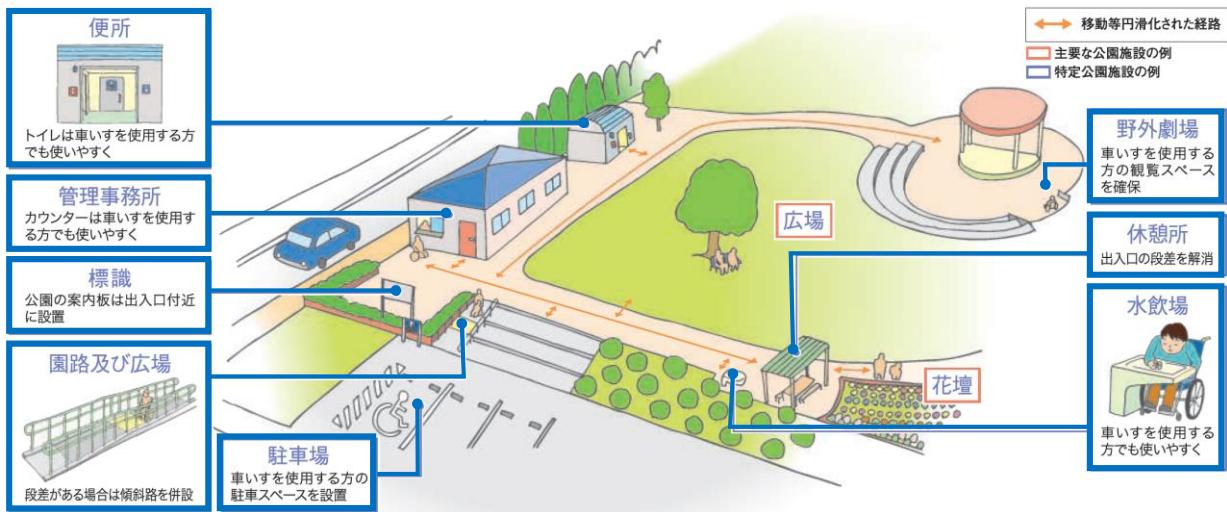
図 2.31 利用者へのマナー啓発ポスター

オ 公園のバリアフリー化

表 2.20 公園の共通の配慮事項

項目	共通の配慮事項	区分
出入口	車いす使用者等が通るのに十分な出入口幅を確保し、通行の支障となる段差や勾配を設けない。	◎
	歩道から出入口、主要な施設まで連続した視覚障害者誘導用ブロックを設置する。	◎
園路	車いす使用者等が通るのに十分な通路幅を確保し、通行の支障となる段差や勾配を設けない。	◎
	主要な園路は平坦で固くしまっていて滑りにくい舗装とする。	○
トイレ	利用者に配慮した車いす使用者用トイレを設置する。	◎
	・大型車いすの使用や介助者の同伴を想定した十分な広さの確保	◎
	・動線の支障となる障害物の撤去	◎
	・排泄や着替えの介助が可能な大型ベッドの設置	○
	・だれもが分かりやすく、かつ利用しやすいボタンの設置（開閉・洗浄ボタンの位置 等）	◎
	・袖壁を設けることや、開閉ボタンの周りに設備を配置しないなど、車いす使用者が出入りしやすいように配慮	○
	・温水洗浄便座の設置	★
	・目隠し用のカーテンの設置	★
	(車いす使用者用トイレを2か所以上設置する場合) 便座の向きを反対にするなど、左麻痺・右麻痺などの利用者に配慮した整備を推進する。	○
	一般トイレにおける、洋式便器の設置や車いす使用者等が利用できる広めの個室、オストメイト対応設備の整備を促進する。	○
駐車場	車いす使用者トイレの利用集中を防ぐため、ベビーチェアやベビーベッドは男女別トイレにそれぞれ設置し、わかりやすい案内を表示する。	○
	性的少数者（LGBT等）への配慮や異性介助の点から、男女共用トイレの整備を促進する。	◎
	利用者に配慮した駐車場を確保する（車いす使用者用駐車施設の位置、乗降スペース、分かりやすい表示、屋根等）。	◎
駐輪場	施設利用者向け駐輪場の整理・整頓を行う。	★
休憩施設	日陰を確保したり、ベンチ等の休憩施設を設置する。	○
維持管理	園路やトイレ、案内設備、植栽等の適切な維持管理を行う。	★
教育啓発・心のバリアフリー	車いす使用者用トイレの優先利用に関して、利用者へのマナー啓発を推進する（わかりやすい場所への案内掲示 等）。	○

<参考>公園のバリアフリー化



バリアフリー新法の解説(国土交通省、警察庁、総務省)から作成

図 2.32 都市公園のバリアフリー化